

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度 の創設を求める意見書

加齢性難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因の一つになっている。最近の研究では、難聴は脳に入ってくる情報を減少させ、そのことが脳の機能低下につながり、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率は欧米諸国に比べて極めて低く、補聴器の普及が求められる。日本の補聴器保有率が低い原因が、補聴器価格が片耳当たり概ね15～30万円と高額で、保険適用がなく、全額自己負担という背景がある。身体障害者福祉法第4条に規定する高度・重度難聴の場合は装身具費支給制度によって1割負担、中等程度以下の場合は購入後に医療費控除の適用などがあるが、その対象者はわずかで、約9割は自費購入していることから、特に低所得の高齢者への配慮が求められる。

欧米先進国においては補聴器購入に対しての国による公的補助制度がほぼ確立しているが、日本では一部の自治体が独自に行っているにすぎない。

補聴器の更なる普及によって高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考える。

よって本市議会は政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月25日

池田市議会